

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「食」による南淡路地域活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県、南あわじ市、洲本市

3 地域再生計画の区域

南あわじ市の全域及び洲本市の区域の一部（旧洲本市）

4 地域再生計画の目標

南淡路地域は、南あわじ市及び洲本市からなり、淡路島の南部に位置している。本地域は、三原平野や洲本平野を中心に第1次産業の割合が高く、特に農畜産業は県を代表する基幹産業となっている。

そこで両市では、地元農協により産地直売の朝市が開催されるなど、第1次産業を農畜産物の生産の場としてだけでなく、「食」を柱にした地域の安全・安心の確保など、まちづくりの場として活かしてきた。

ところが、当地域の道路は狭隘で法線も屈曲しており、なおかつ各道路は面的に連携していないため、農畜産物輸送コストの高騰や荷痛みによる商品価値の下落などを引き起こしている。とくに近年では当地域の農畜産物は価格面で競争力を弱め、農業経営も厳しくなり、それにあわせ地域全体が活力を失いつつある。

このため、生産地から出荷地・消費地へ農畜産物流の効率化を図り、基幹産業である農畜産業の振興をさらに推進するため、地域内の農畜産物の流通確保や出荷場・販売施設などへのアクセスを改善する必要性が生じてきた。

これらを達成するために、道整備交付金の支援措置を活用し道路を一体的に整備する。

さらに、道路交通ネットワーク等をより有効に活用し地域活性化を推進するために、人々の交流を促す滞在型施設等を整備する事業者等の事業活動を促進するとともに、緑あふれる自然とふれあうことのできる農村型体験交流施設での産直物販事

業や食の体験教室を有効に実施することによって、地場産食物のPRを推進する。

以上の取り組みによって、両市の目標である“「食」がはぐくむ ふれあい共生の都市^{まち}”や“地域資源を活用した産業の活性化”を実現するものである。

(目標1) 市道・広域農道整備による南淡路地域内のアクセス改善

(移動時間の短縮) :

南あわじ市阿万・北阿万地区 ⇔ 南あわじ市市地区

19分 ⇒ 13分 (6分短縮)

南あわじ市賀集・(福良)地区 ⇔ 南あわじ市市地区

12分 ⇒ 8分 (4分短縮)

南あわじ市神代・八木地区 ⇔ 南あわじ市市地区

9分 ⇒ 5分 (4分短縮)

洲本市北部地区 ⇔ 洲本市南部地区・南あわじ市

23分 ⇒ 21分 (2分短縮)

(目標2) 市道・広域農道整備により、主要国道28号・県道洲本灘賀集線・市道阿万191号線(旧県道)へのアクセス改善

(広域農道から市道を経由して、国道28号・県道洲本灘賀集線・市道阿万191号線(旧県道)へのアクセス時間を5分以内とする。)

(目標3) 農村型体験交流施設の入込客数の増加

442,000人/年(平成16年度) ⇒ 455,000人/年(平成22年度)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

地域再生区域内の「広域農道南淡路地区(平成7年3月24日事業計画確定)」
「市道(浦壁三条線:昭和59年3月認定済、野田牛内線:昭和61年3月認定済、賀集201号線:平成17年6月認定済、北谷山田原線:昭和62年4月認定済)」
の集中的な整備、また、国道・県道から広域農道へのアクセス道路である「市道」
を一体的に整備することにより、農業集落におけるモノの流れ(生産地から出荷地・消費地までの商品物流)を活発化させ、農業振興・農畜産物の物流効率化を図り、地域内の交通ネットワークとしてのアクセス整備を行う。

さらに、滞在型施設等の整備や産直物販事業、食の体験教室等を実施する。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道路整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道；道路法に規定する市町村道（浦壁三条線：昭和59年3月28日、野田牛内線：昭和61年3月31日、賀集201号線：平成17年6月29日、北谷山田原線：昭和62年4月1日）に認定済み。
- ・広域農道；事業採択を平成6年6月23日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成7年3月24日に確定している。

[施設の種類の(事業区域)、事業主体]

- ・市道（南あわじ市、洲本市の区域の一部（旧洲本市）） 南あわじ市、洲本市
- ・広域農道（南あわじ市） 兵庫県

[事業期間]

- ・市道（平成17～22年度）、広域農道（平成17～22年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 6.73km、広域農道 2.63km
- ・総事業費 4,565,650千円（うち交付金2,282,825千円）
市道 1,780,000千円（うち交付金890,000千円）
広域農道 2,785,650千円（うち交付金1,392,825千円）

(5-3) その他の事業

(5-3-1) 講じようとしている支援措置

[支援措置の番号及び名称]

- ・番号 C0701
- ・支援措置の名称 日本政策投資銀行の低利融資等

[当該支援措置を受けようとする者]

ふれあいや賑わいの場を提供することで人々の交流を促す滞在型施設等を整備する事業者及び地域活性化に資する地域交通・物流・地場産業関連事業者

[当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容]

本地域再生計画に基づき、上記事業者の実施する地域交通・物流ネットワーク（例えば、整備される道路網の活用による倉庫等物流施設の整備、交通事業者による旅客施設整備及び車両等の購入など）や、滞在型交流施設等の産業・観光施設等の整備について、日本政策投資銀行から金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合に、同行による事業化アドバイスや同行の融資を受けて、事業の展開を進めることとする。

[合致する日本政策投資銀行の投融资指針に定める事業]

「地域経済振興」のうち

- ①地域再生基本指針に基づく事業
- ②地域産業集積・雇用開発促進事業

「地域社会基盤整備」のうち

- ③地域街づくり・地域社会資本整備事業

「広域ネットワーク整備」のうち

- ④広域ネットワーク整備事業

等

[支援措置が本地域再生計画の目標に不可欠な理由]

本計画により整備される道路交通ネットワークや基幹産業である農畜産業などの地域資源を有効活用するためには地域交通・物流ネットワーク、産業・観光施設等の整備が必須であり、そのプロジェクト形成及び資金需要に対応するため、当該支援措置が不可欠である。

(5-3-2) その他の事業

南あわじ市が出資する第3セクターである南淡路農業公園株式会社が運営する「淡路ファームパークイングランドの丘」の運営を通じ、食の体験教室及び産直販売事業等を行う。

さらに、同市の新市建設計画のメインテーマである「食」について、「食まつり」を開催し、豊かな地場産食物のPRを強く推進する。

これらの施策を一体的に展開することによって、両市の目標である“「食」がはくむふれあい共生の都市”や“地域資源を活用した産業の活性化”を促進する。

6 計画期間

平成 17 年度～22 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、本計画の作成主体が計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。